

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百九十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月一日から適用する。ただし、同年一月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年十一月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第2部注射薬中「オプジーボ点滴静注20mg 20mg 2 mL 1瓶 150,200」を「オプジーボ点滴静注20mg 20mg 2 mL 1瓶 75,100」に、「オプジーボ点滴静注100mg 100mg 10mL 1瓶 729,849」を「オプジーボ点滴静注100mg 100mg 10mL 1瓶 364,925」に改める。